

令和8年度 大府中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、生徒の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等」で構成し、必要に応じて「スクールカウンセラーや心の教室相談員、関係機関の担当者」も含めて開催する。
- ・原則として学期に1回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。臨時の開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。また、週一回実施する生徒指導部会において、学年ごとにきめ細かい情報交換を行い、対処法を含めて共通理解を図る。

(2) 「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本法」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・生徒アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・生徒アンケートや教育相談の結果の集約、対策の検討
- ・Q-Uテストの結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ、学校公開等を通じ、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ・いじめ事案として判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応をし、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携した対応
- ・被害生徒と保護者への心のケアや支援
- ・加害生徒と保護者への指導や心のケア、支援
- ・問題や困っている感の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り、観察）に向けた指導・支援体制の組織化

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくり・学校づくりを進める。
- ・生徒の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導をする。保護者も参加する機会をもつ。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「大府中学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- ・生徒が自発的自主的にいじめについて考え行動していじめをなくす取組を、生徒会を中心に計画的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめアンケート（原則学期に1回、年3回）や教育相談（原則学期に1回、年3回）を定期的の実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・生徒が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導やケア、支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、

児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告をする。
- ・大府市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・いじめを加えた生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果を大府市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・PDCA サイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、生徒やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「大府中学校いじめ防止基本方針」は、年度初めに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。特に、ネット上でのいじめについても指導を徹底する。

資料 1

【重大事態の対応フロー図】

